中核病院協議会設置要綱

(設置)

第1条 萩保健医療圏の持続可能な医療体制の構築を目指し、医療圏にふさわしい急性期 医療等の機能分化や連携等について検討し、及び協議するため、中核病院協議会(以下 「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、萩保健医療圏に必要不可欠な医療機能、公的・中核的な病院が担うべき医療機能や医療提供体制を構築するための手法に関する事項その他必要な事項について検討し、及び協議するものとする。

(協議会)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる医療関係者及び市民団体等の代表者等による委員をもって組織し、委員は市長が委嘱する。
- 2 協議会に会長及び副会長各1名を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、萩市保健部中核病院形成推進室に置く。

(設置期間)

第6条 協議会の設置期間は、この要綱の施行の日から協議会での検討及び協議が終了するまでとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

中核病院協議会委員

区分	役 職 名	氏 名
医療関係者	萩市医師会長	綿質篤志
	萩医療圏地域医療構想調整会議病床機能等検討部会長	八木田 眞 光
	萩市民病院長	米 澤 文 雄
	都志見病院長	亀 田 秀 樹
	玉木病院長	玉 木 英 樹
	萩むらた病院長	村 田 洋一郎
	萩薬剤師会長	柏木一宏
	山口県看護協会萩支部長	後 根 恵美香
	山口県理学療法士会理事	富 﨑 強
市民代表	萩市社会福祉協議会長	大 島 昌 子
	萩市連合婦人会長	藤 家 幸 子
	萩市PTA連合会長	藤崎康宏
	萩市自治会連合会長	稲 原 輝 昭
	萩市女性団体連絡協議会長	楊井敦子
	萩市民生委員児童委員協議会長	榎 谷 隆 夫
	萩市老人クラブ連合会長	西 元 勇
	萩市保健推進協議会理事	武 波 雅 子
	萩青年会議所理事長	井 上 雅 之